

第55号議案

中間市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出

中間市長 松下 俊男

中間市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第7条第2項の規定に基づき、中間市の設置する公共下水道の構造の技術上の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第3条 公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3) 屋外にあるものにあつては、覆い又は柵の設置その他の下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置が講じられていること。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

イ 人が立ち入ることが予定される部分を有するものであつて、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

(ア) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する基準

(イ) 下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法によって検定した場合における検出値により、大腸菌が検出されず、かつ、濁度が2度以下であること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、その下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれがないと認められるもの

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

(5) 耐震性を確保するために、次に掲げる措置が講じられていること。

ア 施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。イ及びエにおいて同じ。)に液状化が生じるおそれがある場合においては、当該施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

イ 施設の周辺の地盤に側方流動が生じるおそれがある場合においては、護岸の強化、地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

ウ 施設の伸縮その他の変形により当該施設に損傷が生じるおそれがある場合におい

ては、可撓継手^{とう}の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

エ アからウまでに定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(ア) 重要な排水施設(地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。) 次に掲げる耐震性能とする。

a レベル1地震動(施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。)に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該施設の健全な流下能力を損なわないこと。

b レベル2地震動(施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。)に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、当該施設の所期の流下能力を保持すること。

(イ) その他の排水施設 (ア)aに定める耐震性能とする。

(6) 排水管の内径は100ミリメートル(自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル)を、排水渠の断面^{きよ}積は5,000平方ミリメートルを、それぞれ下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他の水勢を緩和する措置が講じられていること。

(8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{きよ}にあっては、排気口の設置その他の気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

(9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他の管渠の清掃上必要な箇所^{きよ}にあっては、マンホールを設けること。

(10) まず又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきまず又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋)を設けること。

(適用除外)

第4条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

附 則

この条例は、公布の日から施行する。